

第 23 回「県と市町村との協議の場」

日 時：令和 4 年 5 月 25 日（水） 15 時 30 分～17 時 28 分

場 所：県庁西庁舎 3 階 災害対策本部室（防災テレビ会議システム活用）

出席者：

〔長野県〕

阿部 守一（知事）、関 昇一郎（副知事）、伊藤 一紀（産業政策監）、
清水 裕之（企画振興部長）、山田 明子（県民文化部長）、福田 雄一（健康福祉部長）

〔長野県市長会〕

牛越 徹（会長 大町市長）、足立 正則（副会長 飯山市長）、
今井 竜五（理事 岡谷市長）、白鳥 孝（理事 伊那市長）

〔長野県町村会〕

羽田 健一郎（会長 長和町長）、平林 明人（副会長 松川村長）、
竹節 義孝（副会長 山ノ内町長）、富井 俊雄（理事 野沢温泉村長）、
藤巻 進（理事 軽井沢町長）、下平 喜隆（理事 豊丘村長）

1 開 会

（清水企画振興部長）

それでは定刻となりましたので、これより第 23 回「県と市町村との協議の場」を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます県企画振興部長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一部出席者の方にはテレビ会議により御出席いただいております。また、富井野沢温泉村長におかれましては議事(1)意見交換終了後、下平豊丘村長におかれましては 16 時 15 分、また白鳥伊那市長におかれましては 17 時に途中退席されますので、あらかじめ御案内いたします。

開会にあたりまして、阿部知事からごあいさつを申し上げます。

2 挨拶

（阿部知事）

それでは県と市町村の協議の場の開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。まず牛越会長、羽田会長はじめ市長会、町村会の皆様方には県政推進にあたりまして格別な御支援、御協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。またコロナ対策をはじめ喫緊の課題につきましても、地域の皆様方の命と暮らし、産業を守るために大変御尽力をいただいておりますことを心から敬服をしたいと思います。

本日、第 23 回の協議の場ということで、今日のテーマは犯罪被害者等支援、それから障が

いのある人もない人も共に生きる長野県づくりということで、いずれも県議会におきまして条例の制定をいただいたものに関連したテーマでございます。私ども県としては、犯罪被害者となられた方、あるいはその御遺族の方のお気持ちやお考えをいろいろ伺いする中で、今回の条例制定をしてまいりました。県として、不幸にして犯罪被害者となられた方々が一日も早く普通の暮らしを取り戻していただくことができるように全力で対処していきたいと思っておりますが、日常的な生活支援というのはどうしても市町村の皆様のご役割が大きい部分がありますので、問題意識を共有させていただき、是非共に取り組んでいただければありがたいと思っております。

また、障がい者の皆様方への対応も同じ思いでありまして、私、どんな方、誰にでも今一度出番のある長野県をつくろうということで取り組んでまいりました。そうした中で障がいを理由とする差別を解消していただけるのではないかと、また障がいがある方に対する合理的な配慮を全県で、行政はもとより民間業者の皆様方も含めて取組を進めていきたいと思っております。

こうした施策を進めていくにあたりましては、これまた市町村の皆様方の御尽力と御協力、御支援が不可欠でありますので、是非この犯罪被害者の支援、それから障がいのある人も共に生きる長野県づくり、この二つのテーマについて、今日私どもの考えをお伝えさせていただき、是非一緒に同じ方向を向いてお取り組みいただければありがたいということで、議題とさせていただきます。

新型コロナへの対応につきまして、付言させていただきますが、私から市長会・町村会の皆様方と懇談させていただき予定にしておりますので、そこでより具体的なお話をしたいと思います。一昨日の段階で医療警報を解除させていただき、そして感染警戒レベルも見直しをし、即日施行させていただきました。今回は確保病床使用率が安定的に 25 パーセントを切って、今 20 パーセントを切っているという状況であります。新規陽性者数は依然として 1 週間あたり 10 万人あたり 140 人前後で推移しておりますので、第 5 波までと比べるとまだ陽性者の数自体は高い水準であります。ただ重症化される方の数が非常に少なくなっております。そうした今のオミクロン株の特性であったり、あるいはワクチン接種の推進であったり、市町村長の皆様方に大変な御尽力をいただいているわけですが、こうしたことを踏まえて、より実態にあった感染警戒レベルとさせていただいたところであります。先ほど経営者協会の皆様のあいさつ中でも感染警戒レベルの見直しをさせていただいて、木曾地域は 1、ほかは 3 という状況です、というお話をさせていただき、また社会経済活動も基本的には動かしていただいたい、というお話をさせていただいているところです。この点についても県民の皆様方の幅広い御理解と御協力をいただきながら対応していくことが必要だと思っておりますので、是非市町村長の皆様方には、引き続きこのコロナ対策、命と健康については、われわれ県もしっかり責任を持って守り抜いていく決意でありますし、引き続き生活支援、産業支援、支えあい助けあいで、是非過度に自粛行動が継続することのないようにわれわれも取り組んでいきますが、是非そうした観点での住民の皆様方への呼びかけ等を行っていただければありがたいと思っております。

長くなりましたけれども、今、地域戦略会議ということで私も各地域の皆様方と意見交換をさせていただいて、様々な課題を共有させていただいております。今日も長野圏域の市町村長の皆様方と意見交換させていただきましたけれども、今非常に多くの課題そして県民の皆様方が様々な不安を抱えている状況があります。是非、引き続き未来に向けて希望を持てる、安心し

て生活できる、そうした長野県づくりに向けて県として全力を挙げていきたいと思っておりますので、どうか皆様方には引き続きの御支援を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。以上で私のあいさつとしたいと思っておりますので、是非率直な意見交換ができますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

(清水企画振興部長)

本日御出席の皆様は、お手元の名簿のとおりでございます。また、本日の会議は公開とさせていただきます、その内容につきましては、後日県が会議録を作成し、双方で確認の後、県ホームページで公表したいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。

3 議 事

(1) 意見交換

① 犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化について

(清水企画振興部長)

それでは、議事(1)の意見交換に入らせていただきます。

まずは、「犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化について」をテーマとして意見交換をさせていただきますと存じます。県民文化部から説明をお願いいたします。

(山田県民文化部長)

県民文化部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は意見交換の時間をいただきありがとうございます。

私からは資料1の犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化について、説明をいたします。はじめに資料の1ページをお願いいたします。

先ほど知事からもお話りましたが、犯罪被害は誰もが巻き込まれる可能性があり、被害者は理不尽に生命、身体、財産を害されるおそれがあります。犯罪被害者等基本法では、こうした犯罪被害者等の権利、利益の保護を図ることを目的として制定されておりまして、記載のとおり地方公共団体の責務といたしましては、地域の実情に応じた施策の策定及び実施、それから行政と関係機関、民間団体等が連携協力して施策を実施すること、相談、情報提供をはじめとした基本的施策を講ずることなどが定められております。

2ページをお願いいたします。

国、県、市町村の役割といたしまして、犯罪被害者等の支援にあたりましては、計画等により施策の方向性を定めながら、国においては給付金の支給のほか、地方公共団体への支援、県においては広域性、専門性の観点から、市町村への支援や相談対応を講じることとされております。市町村におきましては、身近な基礎自治体として、情報提供や日常生活支援等のサービスを提供していただくことなどが求められております。また県、市町村そして関係機関等が共に連携することで、被害に遭われた方の求める支援につなげることができるため、相互に連携する体制整備が重要であると考えております。こうした役割分担を踏まえ、県といたしましては、先ほど知事からお話もありましたが、3月に長野県犯罪被害者等支援条例を公布させていただき、施行にあわせて計画を策定いたしました。具体的な取組といたしましては、条例の制

定を契機として専門職を兼務配置した総合相談窓口の設置や、弁護士会と連携した初回無料の法律相談の実施、見舞金給付等の施策を創設するほか、県営住宅への優先入居や、就労・修学支援など一般的な施策を活用して、犯罪被害者等を支援するなど、様々な施策を計画に位置づけて包括的な支援を実施していくこととしております。

3ページをお願いいたします。

本日意見交換をお願いしたい項目は3点ございます。

1点目でございますが、県と市町村、関係機関等の連携体制づくりについてです。被害者、御遺族の皆様や県の条例の制定に向けた検討部会の委員の皆様からは、担当の職員が専門的知見を有することの重要性や、連携の必要性などについて御意見をいただいております。住民が突然、犯罪被害に巻き込まれるという事態に適切に対応するための課題として、3つの視点をあげさせていただいております。1つ目は県と市町村の総合的対応窓口の連携です。犯罪被害者の方々が、どこに相談しても適切な支援をスムーズに受けることができるよう、窓口間の情報共有に加えて、担当者が犯罪被害者等に接する際の対応力向上を含めた職員の質の向上が必要であります。2つ目は、地域における支援ネットワークの構築です。具体的な支援に速やかにまた確実につなげるため、まず市町村における福祉や就労機関等との連携体制づくりが重要であります。また3つ目としていたしまして、重大事案発生時における地域をまたいだ連携でございます。事案の内容によりましては、県と市町村、あるいは地域内の連携や支援にとどまらず、さらに広域的な連携や支援が必要になる場合も想定されます。県といたしましては、こうした3つの視点から、県と市町村との連携に加え、地域やより広域的な連携体制の構築に向けて、市町村の皆様方とも相談させていただきながら検討してまいりたいと考えておりますが、どのような体制が効果的であるのか、また地域における既存のネットワークの活用などについても御意見を頂戴できればと思っております。

4ページをお願いいたします。

意見交換の論点の2点目といたしまして、具体的な支援策についてでございます。こちらも御遺族の皆様や、検討部会の委員からの意見を踏まえまして、特に市町村の皆様に取り組をお願いしたい3点について記載をさせていただいております。1つ目が居住の安定であります。御自宅が犯罪現場となってしまった場合など、被害後に住まいを移さざるを得ないという事案もございます。公営住宅を活用した支援が求められている中で、県では県営住宅への優先入居や民間賃貸住宅の情報提供等を行っておりますが、表の右側の市町村の状況でございますように、市町村において公営住宅における配慮を行っているのは、7市町村にとどまっております。こちらにつきましては、できるだけ多くの市町村において、犯罪被害者の方々を優先入居の対象に加えていただくよう御検討をお願いしたいと思っております。2つ目が保健医療福祉サービスの提供であります。犯罪によって心身に受けた影響や、周囲の目にさらされる恐怖で、日常生活に支障をきたすことが珍しくないことから、御遺族の皆様からは、配食サービスや買物支援といった日常生活の支援が求められておきまして、部会の委員からも、市町村の既存施策を活用してほしいという意見をいただいております。市町村の状況といたしましては、配食サービス等の日常生活支援を行っているのは3市町村でございますが、県内におきましても、また他県の事例におきましても、一般の配食サービス等を活用している例もあると伺っておりますので、既存のサービスの対象に犯罪被害者の方々を含めていただくことなども含めてサービスの充実の検討をお願いいたします。3つ目が経済的負担の軽減でございます。犯罪被害者は、

被害後、裁判費用、また、亡くなられた場合には葬儀費用などの出費がかさむこと、また就業継続が困難になるなど、経済的な困難に陥りやすいため、経済的な支援の充実が求められています。県では今年度見舞金制度を創設いたしました。各市町村の皆様におかれましても、被害者の皆様の置かれた状況に鑑み、経済的負担軽減策についても御検討をお願いいたします。5ページをお願いいたします。

意見交換の論点の3点目は、市町村における条例の制定についてでございます。基本法では、地方公共団体の責務として地域の状況に応じた施策の策定及び実施を定めておりました。御遺族の皆様や検討部会の委員からも市町村における条例の制定が求められています。右の表の全国の状況にありますとおり、近年条例を制定する市町村が急激に増加しております。市町村において条例を制定していただき、これまでお話をいたしましたような支援施策を整え、体系的・計画的に取組を進めていくことは、犯罪被害者の皆様の権利・利益の保護を図るとともに、住民の皆様の理解の促進と安心につながるものと考えております。現在条例制定を検討されている市町村さんもございますが、制定に向けて前向きな御検討をお願いしたいと思います。

6ページには今説明いたしました3点について記載をしております。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(清水企画振興部長)

それでは、県民文化部長から説明しました内容につきまして、牛越市長会長、羽田町村会長から御発言をいただいでよろしいでしょうか。

それでは牛越会長、お願いいたします。

(牛越大町市長)

御説明ありがとうございます。

まず、この犯罪被害者の支援に対する充実した連携の下での施策の点、本当にこれは国で法体系を整備していただいた、その中で県も条例を定めていただいた。国の法律の中で市町村の責務も努力義務として定められておりますので、しっかり対応していかなければならないと思うんですが、その原点というのは心の痛みに寄り添っていくということが観点だと思うんですね。

今3つの柱をあげていただきましたが、相談の窓口をしっかりとつくる、あるいはネットワーク、さらには従来施設の地域をまたいだ連携、これによる大切な柱になるのは、原点というのは今申し上げた心の痛みに寄り添うということなんですが、最終的にはお互いに認めあう、寛容の心、これをしっかり地域として定着させていくこと、人権を損なうことのないような地域社会そこが最終的な終着点だと思います。

でもいきなりそうしたところに一足飛びで県民の意識、地域住民の皆様の意識がいくとは限りませんので、具体的には相談窓口をしっかりとしていくこと、困ったときに具体的な対応をしていくこと、これがまず大事だと思います。その上で、経済的に困窮するような場合であれば、それは国の給付金もありますけれども、各地域社会として何ができるか、地方自治体として何ができるか、しっかり関わっていききたいと思います。

なお、市町村においても、努力義務としてきちんとした法整備、条例の制定をしっかりと頭に置きながら進めていかなければなりません。地域的な特性ですとか、様々な環境の違いによ

って一足飛びに条例までいけないような場合には、是非県の連携、そして県のサービス体系の整備をお手本にしてまいりたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。

それでは羽田町村会長お願いいたします。

(羽田長和町長)

それでは私から発言をさせていただきます。先ほど来、協議の場も 23 回ということございまして、阿部知事におかれましては様々な問題、市町村との連携をとりながら、この協議の場で議論をさせていただいているということに対しましてまず心から感謝と敬意を申し上げます。

今日の、今お話ございました、犯罪被害者等支援の充実に向けた連携強化ということでございますが、基本的には牛越市長会長さんのお話のとおりであろうかと思えます。ただ、都会と地方、田舎と申しますか、町村は少し違った観点から考えていかなければいけないのかなというように感じます。お話ございましたように、犯罪被害者やその家族の方は、ある日突然事件に巻き込まれて、日常生活が不当に侵害されてしまうことから速やかに被害の回復を求められると思っております。それで今申し上げましたように事件が少ない私ども町村におきましては、喫緊の課題として認識されにくく、条例制定の気運が高まらないというのが現状ではないかなと思うわけでございまして、住民の皆さんに対して、この犯罪被害者支援の必要性をしっかりと広報していく必要があるのかなと思っております。

そういう意味では、県や県警の皆さんに広域的に取り組んでいただく、ということをしていただければありがたいと思えます。そして住民施策、各種相談、経済的な支援、それから福祉サービス等は町村の担うべき業務であり、犯罪被害者支援につきましても関係機関と協力してきめ細かな対応ができるようにする必要があるのかなと思っているところでございます。以上でございます。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。

それではほかに、市町村長の皆様で御意見等あれば挙手等をお願いできますでしょうか。

では阿部知事から。

(阿部知事)

阿部でございます。今両会長から御意見いただきましてありがとうございます。

今回のこのテーマはどちらかというと、県からお願いというテーマと思っております。両会長がおっしゃっていただいたように、県でも例えば公営住宅まで用意して住居を移っていただくような、そもそもそういう犯罪が起きないようにしなければいけない、ということでありまして、重大な事案がそう頻繁に起こるようでは困るので、個々の市町村にとってみれば、ほとんど起きない、たまに対応するというかたちになると思ひまして、そういう意味では今私どものほうからこういう対応、こういう配慮みたいな話をさせていただきましたけれども、個々の市

町村から見ると、そういうことは滅多に起こらないケースだよ、という部分が多いんじゃないかと思います。

私、犯罪被害者の御遺族の方とお話させていただいて、県の条例案もだいぶ御意見をいただく中で修正をさせていただいたところもあるんですけども、やはりいざというときの安心感が必要な部分もあると思いますし、例えば県の条例を作らなくても、対応できるところはもちろんあります。ただ、条例を作ることによって一定程度、制度的に対応が担保されるということで、ほかのものと違って犯罪被害者になられた方、犯罪被害者の御遺族になられた方も、2度3度という方、滅多にいないんですね。そういう意味ではなかなか声が上がってきづらい部分だと思います。

われわれ県も、私も12年間知事やっておきながら、今さらこういうことを条例化させていただいているということで、大変申し訳なく思っておりますけれども、フルで支援を発動するという機会はほとんどないと思いますけれども、ただ万が一のときには、こういう安心感がある地域があるかどうかというのは重要だと思いますので、これはもう市町村長の皆様には、私からはお願いベースになりますが、犯罪被害者になられた方の思いも是非受け止めていただいて、御検討いただけたらありがたいと思っています。

(清水企画振興部長)

牛越市長お願いします。

(牛越大町市長)

今、知事のお話にもありましたように、安心安全な地域づくり、つまり犯罪の抑止というところがまず前提になるかと思うんですね。その上で、そうはいってもその中には警察当局の犯罪の抑止あるいは捜査ということがあり、また県民運動としての、いわゆる防犯協会、各地でやっております、地域あるいは職域で組織されているボランティアの活動も重要だと思います。その上に立って、いったん起こってしまった事例には相談所が一番最初の窓口になるだろうと思います。

先ほど羽田町村会長からもありましたように、小さな市町村に至ってはそんなにこうした犯罪が多発するという事もない、あるいは相談に応ずるという事例もそう多いとは限りません。一方で相談というのは本当に身近な相談から、困った相談から、あるいは専門性の高い相談ということも考えられます。その折には個々の小さな市町村ではそうした事例の積み重ねがないために、専門的な対応ができないということもあります。

県の窓口、まず第一は、一番大事な広域的なネットワークをカバーするという事も含めてだと思っておりますが、県の窓口は今のところ説明の中では具体的になっていないんですが、県民文化部の中に相談所というような看板を掲げることになるんでしょうか。また警察当局でも、例えば性犯罪のほうについてはきちんとしたセンターが設けられていると伺っているんですが、警察当局の対応も何か、カバーするような仕組みが予定されているか、それについてお教えいただけますでしょうか。

(清水企画振興部長)

それでは県民文化部長からお願いします。

(山田県民文化部長)

山田でございます。

犯罪被害者等総合支援窓口につきましては、県民文化部の中に窓口の設置をいたしまして、専門職を兼務配置させていただきましたので、相談の内容に応じて、社会福祉士と連携をしながら相談をお受けする体制とさせていただいております。

また2ページのところにありますように、性暴力被害者支援センターりんどうハートながのを県民文化部で運営しておりますので、性暴力被害の相談も受け付けておりますし、もう一つは、犯罪被害者等を支援する早期援助団体、長野犯罪被害者支援センター、こちらはNPO法人で、被害直後の早期の相談対応などを警察と連携して対応しているという状況でございます。

(清水企画振興部長)

ほかに市町村長の皆様で御意見等あれば挙手お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。それでは岡谷市長お願いします。

(今井岡谷市長)

よろしくお願いたします。先ほど来、市町村長さんたちからの御意見等もあるんですが、なかなか市町村においてはこういったケースが少ないのが現状です。3ページのところに、検討部会からの意見要望というのがございまして、県はもちろん市町村でも幅広い範囲の職員が犯罪被害者に関する知識をきちんと持つことが必要とあるわけですが、なかなか機会の少ない中で知識を習得するということ自体が難しいのかなと私は思います。ただ文字を追って得た知識と、実際に相談を受けながら習得していく知識というのでは、多分習得の仕方も違うでしょうし、内容も変わってくるのかなと思います。すべてを市町村がやるというわけにはいかないものですから、今やっている様々な福祉施策を総合的に組み合わせて進めていくことが一番いいのかな、と思います。ある程度は国と県と市町村と、役割分担というものを作らないと、なんでもかんでも一緒くたにやっていくのでは逆に回っていかないのではないかなと、そんな印象を覚えるものですから、この点についていかがでしょうか。

(清水企画振興部長)

県民文化部長お願いします。

(山田県民文化部長)

ありがとうございます。知識の習得につきましては、やはりなかなかある案件ではございませんので、これから県と市町村の窓口の連携を強化していかなければいけないため、一緒に学ぶ機会を作りながら顔の見える関係を作って、万が一、そういった事案が生じた場合に、犯罪被害者の皆様が陥りやすい特有の困難性などを理解して対応ができるような学びの機会を県として作っていきたいと思っております。また、県と市町村どちらに相談があるかわかりませんので、連携して対応ができるようにしていきたいと考えておりますが、まさにその連携の部分は、これから市町村の皆様とお話をさせていただいて、市町村で持っている既存の福祉ネットワークを活用するというのも考えられますので、そういったネットワークとの連携などを

もう少し模索していきたいと考えております。

(清水企画振興部長)

岡谷市長お願いします。

(今井岡谷市長)

テーマとしては非常に大切なテーマだと私たちも理解をしているところです。ですから、この犯罪被害者の方たちにとってどういうかたちが一番いいのかということをやはり県と市町村でつくり上げていく、また機動的に動ける体制づくりをしていくという、そういったことを今部長さんおっしゃったように、県と市町村とつながりを持ってやっていくことが大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

(清水企画振興部長)

ほかにいかがでしょうか。

軽井沢町長お願いいたします。

(藤巻軽井沢町長)

軽井沢です。これはある程度条例があるなしにかかわらず、条例がなくても一定の対応はそれぞれの自治体でするのではないかと、ということがあります。条例が必要ないと言っているではありませんので、お間違いのないように。条例がなくとも一定の対応はそれぞれするのではないかと、という感じはします。

では条例が何のために必要なのかということになるかと思えますけれど、先ほど知事がおっしゃられた、安心につながるというのは非常に大きなものかなと思えます。あまりこういった事例は数少ないんだらうということはおっしゃられるとおりでと思えますし、しかしながら起きた場合に、相談事があった時点で、あまり対応を間違えて取り返しのつかない事件等に発展してしまって、後になって、というかたちも起きないとは限らないわけです。

そうした場合にこういう条例があることによって、それぞれの市町村の足並みを揃える、対応を一元化するというんですかね、対応を間違えないようにしていくということも非常に重要なことかなと思えます。そういう意味で、県との密接な連携といったものをしっかり図って対応していくということになるのかなと思えます。あまりないことなんですけれども、起きたときは対応を間違えると大きな取り返しのつかないものに発展してしまう、それをいかにないようにするかということが非常に重要なことかなと思っております。以上でございます。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。

まだまだ御意見もあろうかと存じますが時間も迫ってきております。ほかに、特に御意見がありましたらいかがでしょうか。

(羽田長和町長)

これ犯罪被害者なんですよね。犯罪被害者の方が、事と次第によっては何かものすごく周り

からいろんなことを言われて、そこに住めないというような例も出てくると思うんですよ。ですから、マスコミさん、そういう報道関係のことも、いろいろとあると思うんですが、これは県や市町村がやることではありませんから何ですけれども、そこらへんとの連携を取って、犯罪被害者を守っていくということも考えていかなければいけないのではないかなと感じるんですけれども。

(清水企画振興部長)

ほかの御意見を先に聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。
野沢温泉村村長さんお願いします。

(富田野沢温泉村村長)

野沢温泉の村長ですけれども、犯罪被害者が一番苦しむというか恐怖感を覚えるのは、加害者からの再度、恣意的な攻撃、妬み恨みの犯罪の場合は、必ずまた落ち着いた時点で襲われるという恐怖心、あるいはどこにいてもまた来て暴力を振られるという恐怖心が一番、現実的な問題としてのしかかってくるのではないかと思います。

各市町村で条例を作るのはいいんですけれども、小さな村、町の場合は誰がどこにいても、例えば公営住宅、村営住宅に住んでいても、結果的には居所がわかってしまう。犯罪の内容によっては全くわからないところへあえて安全を最優先して手配をするのも必要ではないかなと思います。そうするとこれはもう一市町村の問題ではなくて、福祉事務所あるいは警察等の組織の中でコントロールをしていかないと、一市町村にこの問題を押し付けてしまったら、多分いくら村営住宅、村民住宅を手配したところで、ばれてまた二次被害が起きてしまうだろうと思いますので、その点是非御配慮をお願いしたいと思います。

(清水企画振興部長)

御意見ありがとうございました。
それではそろそろこのテーマについての時間もまいりましたが、御意見のほうはよろしいでしょうか。
山田部長お願いいたします。

(山田県民文化部長)

ありがとうございました。私どもも条例を制定し、計画を策定したところで、まだこれからやらなければならないことがたくさんあると思っております。是非、市町村の皆様にも御協力いただきながら、一般施策で対応できることもあると思いますので、私どもも一緒に考えさせていただきながら、犯罪の被害に遭われた皆様が安心して暮らせるように対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(阿部知事)

阿部でございます。いろいろと貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。私のほうで整理すると、まず犯罪被害者の皆さんの思い、意識というのは、私が直接聞かせていただいたんですが、先ほど市町村職員も犯罪被害者に関する知識を持つというのは、これは市

町村の皆さんにお願いしてもなかなか難しいと思いますので、県で市町村の職員の皆さんを含めて考える必要があると思います。県民文化部よいでしょうか。

(山田県民文化部長)

はい。

(阿部知事)

そのようなかたちでまず意識共有していきたいと思います。それから、窓口については、県も窓口をつくりまして、市町村も全市町村で窓口があるので、その連携はしっかり図らせていただいて、われわれのほうに相談があって、これは市町村行政で対応していただいたほうがいいんだという話は市町村にお願いして、逆に市町村に相談来られたけれど市町村では無理だよというのは、どんどんわれわれが受けますので、その連携はしっかり取らせていただければと思います。富井村長がおっしゃっていただいたように、広域的な対応が必要な場面は、もちろんわれわれ県が責任を持って対応をします。ただ逆に地域で住み続けたいという方もいらっしゃると思いますので、そこは県と市町村で意思疎通しながら被害者となられた方やその御遺族に最善の対応をするにはどうするかという、やっぱり一緒に考える必要があると思いますので、是非御協力いただければと思います。

それから、公営住宅の提供をはじめ、いろいろな支援策については、御指摘があったように、条例がなくても多分できるところがかなり大きいと思いますので、犯罪被害者となられた方が住宅であったり、生活支援を必要とされるときに、どんな支援が可能なのかということは一緒に考えていただければありがたいと思います。各市町村でも是非そこらへんはこの機会にもう一度見直し、点検いただければありがたいと思います。

条例の制定は、いろいろ御議論あったように、われわれが市町村に必ず条例をつくってこれというのはいえない話ではあります。ただ、先ほど申し上げたように、被害者の方の思いとしてはこういう思いであるということも受け止めていただきつつ、今後の検討課題としていただければありがたいと思いますので、今日いろいろ率直な意見交換をさせていただいて、私も市町村長の皆さんの感覚等がわかりましたので、是非これからは協力しながら対応させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(清水企画振興部長)

まだまだ御意見があろうかと思いますが、時間の関係もございまして、本日の意見交換のまとめをさせていただきたいと思います。今、知事からも、県のほうで市町村の職員の皆さんの研修ですとか、あるいは県と市町村の窓口のつながりの強化といった話もございました。そういったことも含めまして、犯罪被害者等の皆様に適切な支援ができるように、県と市町村が相互に連携を図りながら協力する体制づくりをスタートさせていただきたいと思いますが、以上のことについて、御了承いただければ幸いです。いかがでしょうか。

特に御意見がないようでございますので、御了承いただいたものとさせていただきたいと存じます。それでは犯罪被害者等のテーマにつきましては以上ということで、次の意見交換に進めさせていただきたいと思います。

② 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりについて

(清水企画振興部長)

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりについて」をテーマとして意見交換をさせていただきたいと存じます。それでは、まず健康福祉部から説明をお願いします。

(福田健康福祉部長)

健康福祉部長の福田でございます。

私の方から、議題2「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりについて」御説明を申し上げたいと思います。御承知のとおり、本年2月の県議会定例会におきまして、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例、通称、長野県障がい者共生条例を制定したところでございます。まず、条例の概要について御覧をいただきたいと思います。

資料2の1ページから御覧をいただきたいと思います。

制定の趣旨でございますが、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会をつくっていくことでございます。すでに平成28年からいわゆる障がい者差別解消法が施行されておきまして、これを受けて県としても障がい者差別をなくすための取組を進めてまいりましたが、その後も当事者からは、障がいを理由とする生きづらさを感じるという声が多く寄せられていたところでございます。これを受けてあらためて県条例の制定に踏み出したものでございます。基本理念につきましては記載のとおりでございます。また御確認をいただければと考えておりますけれども、あらゆる分野の活動に参加できる、でありますとか、意思疎通、情報の取得、利用、発信の手段が確保されているなど、共生社会を考える上で重要な概念を盛り込んでいるところでございます。3の責務及び役割では、県の責務などを定めておりますが、県は施策の策定及び実施に当たり、市町村と連携し、市町村が実施する施策に対して情報提供、助言等の支援を行う、という規定を置かせていただいたところでございます。本日はこうした規定を受けてお願いをしているものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

重要な規定でございますけれども、まず障がいを理由とする差別の禁止等についての義務規定を置いております。何人も障がいを理由として、差別その他の権利利益を侵害してはならないこと、県及び事業者は事務事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならないこと、さらに障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、負担が過重にならない範囲で合理的な配慮を行わなければならない、ということを含めたところでございます。この差別禁止や合理的配慮については、右下にございますとおり、行政機関に対してはすでに障がい者差別解消法で義務付けられておりますが、事業者に対してはまだ法律の規定は施行されておきません。この事業者に対する義務付けにかかる条例の規定は10月1日施行となっております。法律の施行よりも県の条例で少し先取りをさせていただくこととなります。一般の事業者に対してこの合理的配慮の考え方について周知や啓発を行うことが今後大変重要となると考えております。参考資料の8ページ、11ページのところに、合理的配慮の考え方、それから具体例など記載させていただいております。またこの点も御確認をいただければと思います。2ページに戻りまして、さらに基本的施策として各行政分野に

おける県の取組の方向性を定めております。意思疎通等の手段、医療、介護、学校教育、就業の機会の確保など、11分野で、これも参考資料、10ページに記載がございますが、県としても本年度それぞれ取組を行っていきたいと考えているところでございます。それから6でございますが、差別を解消するための体制といたしまして、まず相談に対応できる体制をつくることとしております。それから紛争解決のために第三者機関を設置することとしておりまして、長野県共生社会づくり調整委員会という名称でございますけれども、斡旋を行ったり、斡旋に従わない場合の知事の勧告、勧告に従わない場合の公表といった規定も置かれているところでございます。条例はこの4月1日からの施行でございますけれども、事業者への義務付け規定や第三者機関については10月1日施行としておりまして、現在その準備を鋭意進めているところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

条例の制定を受けまして市町村の皆様と連携しながら共生社会づくりのための取組を進めていきたいと考えております。今回協議をお願いするにあたりまして、論点として共生社会づくりのための各分野における取組のうち、特に重要な3つの分野を取り上げさせていただきました。1つ目がまず情報保障でございます。障がい者が、必要な行政情報に容易にアクセスできる、問題なく意思表示やコミュニケーションを行えることは、基本的人権に関わる事項でございます。非常に重要であると考えております。この場合、申し上げるまでもなく、視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮が予想されます。例といたしましても、資料に記載のとおり、手話通訳や画像によって字幕の挿入などをはじめ、広報や配布物、研修・会議等における配慮、それから図書館での対応など幅広く行っているところでございます。市町村におかれてもお取組をいただいているところかと思っておりますが、まず重要な点といたしましては、広報紙やホームページの改善、ということがあげられるかと思っております。また、例えば広報紙については点字版などを作成したり、それからウェブアクセシビリティと申しますのは、障がい者など心身の機能に制約のある方でも利用しやすいホームページ作りということでございますけれども、こうした配慮をお願いできればと考えております。それから、そうした配布物などの内容でありますとか、あるいは障がい者にとってのアクセシビリティという点で何か問題がないか、当事者である障がい者の意見を聞きながら作っていくということも非常に重要ではないかと考えているところでございます。こうした問題をまたあらためて御検討いただければ幸いですけれども、この問題に限らず、県としてはこうした共生社会づくりのための市町村の取組については是非とも効果的な方法についての情報提供、助言など必要な支援を行っていきたいと考えております。必要な場合は、県にお問い合わせいただくなどしていただければありがたいと考えております。

4ページ目、2点目の問題でございますが、就業機会の確保でございます。

県でも障がい者の選考基準、選考採用にあたっての配慮はもとより積極的な採用、それから職場定着の支援などを行っておりますが、やはりこの点でもっとも重要なのは法定雇用率の問題かと思っております。県でも最近まですべての任命権者で達成しているという状況にはなかったわけでございますけれども、その後なんとか取組を進めて現在一定の水準は確保したところでございます。県内市町村の現状、参考資料にもお付けをいたしておりますけれども、労働局の公表しているところによりますと、2.6パーセントを未達成31市町村ということで障がい者を対象とする選考採用など、この点についても取組を強めていただければありがたいと考え

ております。またあわせて重要なのは、障がい者就労事業所からの優先調達でございます。県の実績でだいたい5,000万円を超える程度になっておりますが、県内市町村の状況を拝見すると、ゼロのところを含めて少ないところもあると考えております。是非さらなる取組について御検討いただければありがたいと思っております。このほか就業に関しましては、農福連携や障がい者アートの有償貸出なども重要な視点だと思っております。コロナ禍で障がい者就労事業所の工賃が下がるというような問題も生じてまいりましたが、農業関係は一定の収益が確保できておまして、注目すべき分野であると考えております。障がい者アートは、今年度支援センターを立ち上げて、有償貸出の仕組みを作っていきたいと考えているところでございます。

次の5ページ目を御覧いただきたいと思っております。

3点目、災害への対応でございます。一昨年、市長会・町村会の皆様と信州防災逃げ遅れゼロ宣言をさせていただいたところでございます。県では災害の対応として、逃げ遅れゼロプロジェクトを推進しておまして、このプロジェクトで防災アプリの活用や「信州防災手帳」の配布、避難所への快適トイレの導入など、様々な施策を進めているところでございます。プロジェクトそのものは障がい者のみを対象とするわけではございませんが、障がい者が避難に際して要支援者になる方が多いわけでありまして、市町村の皆様をお願いしたいのは在宅の障がい者に対する個別避難計画の策定を進めていただくことかと思っております。要支援者に対する個別避難計画の策定は、御承知のとおり災害対策基本法の努力義務とされているところでございまして、まだまだこれからという市町村が多いだろうかと思っております。県でも担当者向け研修会などをやらせていただく予定でございまして、是非、前向きに進めていただければありがたいと考えております。

6ページはその他の各分野におきまして市町村の皆様にご協力いただければありがたいと考えている点を記載させていただきました。詳細説明は省略をさせていただきますが、御覧のとおり共生社会づくりの取組は大変多岐にわたるところでございまして、まずは共生社会づくりのための意識を県職員、さらには市町村の職員の皆様にも持っていただき、それぞれの現場で必要な配慮がなされるよう進めていくのが肝要ではないかと考えております。これを機会にそれぞれの取組がさらに進むように県としても努めてまいりますので、御協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(清水企画振興部長)

それでは、健康福祉部長から説明がありました内容につきまして御意見等をいただければ幸いです。いかがでしょうか。お願いいたします。

(牛越大町市長)

御説明ありがとうございます。特に2ページ、障がい者の差別解消法、平成28年に施行されてから様々な不当な差別的取扱いをしてはならないということは社会的なテーマになってきていると思います。それを具体化するために県でもこのような条例を制定していただきました。その中で2ページの関係でいけば、障がいを理由とする差別を解消するための体制ということで、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する、紛争を解決するために第三者機関による斡旋あるいは知事による勧告、公表、こんな事業を盛り込んでいただいております。4月1日から施行なんですけど、一部がこの10月からということで、大町市内でも身体障がい者

の福祉向上のために取り組んでいる団体に町の来賓として出席したんですが、この県からこのような情報の提供があったということをお知らせしたら、やっぱりそうしたことが社会全体で取り組まれる環境が本当に少しずつ整ってきたという、そんなうれしい反応を頂戴したところでございます。

そうした中で一番取組を進めていかなければいけない分野として説明のありました情報保障、特に障がいを持たれる皆さんには様々な障がいの分野、障がいというのは色々だということで、行政として様々な情報提供の面でもきめ細かな対応、配慮が必要だということがよくわかりました。

特に課題なのは就業の機会の確保で、どうしても障がいのある皆さんは企業の効率性、それから生産性を考えたときに後回しにされがちだということがどうしても心配になるわけです。得意分野についてはしっかり社会的な仕組みとしてフォローしていかないといけないと考えます。

もう一つ、今日、大きなテーマにはなっておりませんが、障がい者の皆さん、障がい児の皆さんの例えば医療に対する支援、これは県も一生懸命取り組んでいただいておりますが、この10年ほどはやはり子ども医療費の充実に一生懸命取り組まれているのですが、その間市町村でも様々な具体的な障がい児、障がい者に対する支援は充実してきています。どのように整合性を取っているか、今しっかり私ども整理はしていないんですが、こうした分野でも県の支援を必要において充実していただくよう、この分野にも目を向けていただきたいと、このようにお願いする次第です。以上です。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。

(羽田長和町町長)

非常に重要な大切な問題だと認識をしております。実は私どもの町のことを御紹介させていただきませんが、私どもの町は2020年から25年まで、長和町地域福祉計画で、地域共生社会の実現を目指すということで進めさせていただいております。

例えば、老朽化に伴って、移転する障がい者施設があるんですけども、もう4、50年前に本当に山の中の場所に作ったんですね。今回、私もそれを見て、何とか町の中に施設をつくることできないかということで、町有地がございましたので、これを30年間の無償貸与とすることで、町の中に施設を移転する支援をしよう。障がいのある人もない人も皆、一緒に共生社会を作ろうということで進めさせていただきました。ただ、これを進めるときに、やはりしっかりと地域の皆さんと話し合いをしないと、中には、反対の方もいらっしゃいますし、しかし粘り強くそういったような説明をしっかりと、それが実現して近々完成をいたします。そしてそのすぐそばに公民館がありましたので、これも新しくコミュニティセンターとして作りました。このコミュニティセンターをこの障がい者の団体に指定管理をしていただきながら、障がい者の皆さんにカフェなんかをやってもらったり、パンなんかを作ってここで売ってもらったりというような、共生社会づくりを今しておるんですけども、なかなかこのことも町独自だけではなかなか大変でございますので、また県の皆様も是非見ていただいて、いろいろとお知恵を拝借できればと思っております。以上でございます。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

(白鳥伊那市長)

4ページなんですけれども、下のほうに農福連携とございますけれども、農福連携、非常にいい取組ですし、いろいろな農業分野に広まっておりますので、障がい者の皆さんのレベルに合わせていろんなところで働ける場を生み出しています。加えて今後林業も大事な産業になってきますので、林福連携という観点、これも是非入れていただければと思います。皆伐をして、あと植林しましょうというと、植林について自分のペースでやってもらえるとか、あるいは下草刈りでも自分のペースで丁寧にやっていくとかですね、そうしたところで賃金を障害者年金プラス、別のかたちの収益の分野もあるよということで、一次産業の分野においても障がい者がしっかりと働けるようになるとよいかと思います。

(清水企画振興部長)

ありがとうございます。それでは今までのところで、部長のほうからよろしく願いいたします。

(福田健康福祉部長)

御意見どうもありがとうございました。

まず牛越市長さんから頂戴しました、医療的ケア児等への対応についての問題でございます。3点の重要な論点からは外させていただいたんですけれども、実は今年度県の医療的ケア児等支援センターを立ち上げさせていただいたところでございます、そうしたいろいろな相談に対応させていただく体制を作ったところでございます。また是非市町村の皆様と協力しながらこの分野についての対応を深めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それから羽田町長さんからお話をいただきました、やはり地域の住民の方の御理解を得て、その地域と溶け込んでいくという取組、本当に今お話を伺って大変すばらしいお取組みをいただいたと感銘を受けております。そういう意味で障がい者の皆さんを地域の方にわかっただく、そういった意識啓発の点、これは共生社会づくりの中で非常に重要な概念だと思っております。私どももそういった意識啓発のための取組を様々な進めておりますけれども、是非御実情等をお聞かせいただきながらさらに深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから白鳥市長さんから頂戴いたしました、林福連携の関係、私も前に林務部におりましたときに地域によってはこうした取組、林福連携の取組を進めている団体等もあるとお伺いしたところでございます。当然林業についても、農業と同じように自然の中で活動していただくという意味で、障がい者の方にとっての活動範囲としては非常に望ましい分野ではないかと思っております。事故の防止などの課題もあろうかと思っておりますけれども、そうした分野についても御意見いただきましたことを踏まえまして少し検討を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

(清水企画振興部長)

それではほかにいかがでしょうか。オンラインで参加している市町村長の皆様も御意見等ございましたらお願いいたします。それでは岡谷市長お願いします。

(今井岡谷市長)

お願いします。障がいのある方といいますと、障がいといいたしてもいろんな障がいがあって、一概にとらえにくい部分もあるのかなと思っておりますけれども、やはり共生社会ということを実現していくためにはこういう方たちが社会に出て活躍をできる場というものが多くある、そういった社会がいいのかなと思っております。

そうした中には、今日いただいた中にも就労機会の確保というようなこともございます。この部分先ほど伊那市長さんが農、林というようなことをおっしゃってまして、大切なことだなと思っておりまして、この部分は事業者の皆さんの御理解ですとか御協力がないとなかなか実現ができない部分があるんですが、先ほどこの合理的配慮という部分、事業者の皆さん、それから市民の皆さんにどうやって持っていただくか、そんなことを工夫していかなければいけないと思っています。是非この部分について地域と県と連携いたしまして、市民の皆さんですとか事業者の皆さんに合理的配慮の必要性、こういったものを強く伝えていける、そんな動き、仕組みを作っていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(清水企画振興部長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今の岡谷市長の御発言について、福田部長の方からお願いします。

(福田健康福祉部長)

ありがとうございました。今、今井市長さんからの御指摘をいただきましたとおり、一般の事業者の皆様合理的配慮ということがどういうことであって、どういうことを具体的に考えていったらいいのか、こうしたことを御理解いただく、そういうことが共生社会づくりの中で非常に重要な観点かと思っております。

また、とりわけ障がい者の採用を民間企業においても進めていただくためにも、障がい者の特性を踏まえてどういう職場環境づくりをすることが受入れにとって重要かという点などなど、様々な課題がございます。そうした点を是非、経済団体などを通じて私どもこれからきちんとお話をさせていただかなければならないと思っております。是非そういった中で市町村の皆様とも連携してやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(清水企画振興部長)

それではほかに、御意見等ございますでしょうか。よろしければ阿部知事から。

(阿部知事)

どうもありがとうございます。阿部でございます。資料7ページのところに「社会モデル」と「合理的配慮」って記載させていただいているんですけれども、一時期県の広報が、このと

きは個人モデルか社会モデルかと対比して広報して、県は個人モデルか社会モデルか選ばせようとしているのか、あるいは個人モデルを推奨しているのか、みたいな御議論になってしまったことがありました。私どもも広報の仕方にやや配慮が足りなかった点があると思っていますけれども、世の中の考え方は社会モデルの側に移ってきています。要は障がいがあること、あるいは疾病があることに起因して、社会生活がしづらいというのは、個人の障がいや疾病が要因であるはないという考え方ではなくて、様々な障がいや疾病がある方たちのことを考慮しないでつくられている社会の仕組みのほうが問題なんだと、それは取り除いていかなければいけないのではないか、というのが社会モデルの考え方で、私どもは基本的にこうした考え方で対応していきたいと思っています。

そういう意味では、かなりいろいろな課題がありますし、一朝一夕に共生社会づくりが実現できるというかたちにはなりにくいところがあるわけですが、ただ今日こういうかたちでテーマにさせていただいたのは、一つは障がい者支援、これはわれわれ県も取り組んでいますが、市町村長の皆さん方が積極的に取り組んでいただいておりますので、方向性や問題意識をまず共有させていただきたいということ、そして私の立場からすると、県として条例を作っていますが、かなり具体的なところは市町村の皆様方に担っていただかなければいけない、特に、例えば情報伝達のところは、コロナ対策もそうですけれども、県民の皆様方、住民の皆様方にお伝えするのは、われわれ県ではなくて市町村の皆様方がやはり訴求力が強いと、身近な自治を担っていただいておりますけれども、そういうことを考えると市町村の皆様方にも是非同じ方向を向いて取り組んでいただきたいということで、こういうテーマを掲げさせていただきました。お願いシリーズで大変申し訳ないんですけれども、あえて情報保障と就業機会と災害への対応ということで、共生社会を実現する上でいろいろ課題がありますが、まず基本的なところということで、一緒に取り組ませていただきたいと思います。進めるにあたっては、各市町村で実行していく上でいろんな課題や障害とかがあると思いますので、またそういうものを一緒に解決していければありがたいと思いますので、こういうことをやろうと思ってもここが課題だとかこれが問題だとか、そういうことがあれば、またどんどんお出しいただいて一緒に考えていきたいと思えます。

条例を作っただけでは意味がないので、実際この条例の精神をもとにしてどれだけ具体化していけるかということが重要だと思います。障がい者の方、当事者の方、私もこの条例制定にあたって意見交換させていただきましたが、なかなか率直に言って私も普段気が付かないような視点もあるので、そうした皆さんの思いや視点もしっかり受け止めながら具体化に向けて取り組んでいきたいと思えますので、是非、今日は市町村の皆様も条例の具体化に向けてのスタートだと思いますので、引き続き御理解と御尽力、そして県の取組への御協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(清水企画振興部長)

まだまだ御意見もあろうかと存じますが、時間の関係もございまして、本日の意見交換のまとめとさせていただきたいと存じます。一朝一夕で難しい中で、県のほうでこの度条例もできたということでございまして、これを機に共生社会の実現を目指しまして、県と市町村が連携して、共生社会の理念の浸透また合理的配慮の推進等を図る、ということで御了承をいただければと思えますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは御意見がないということで、御了承いただいたものとさせていただきます。それでは、共生社会づくりの件につきましては以上とさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

(2) 報告

自治体の広域連携について

(清水企画振興部長)

続きまして議事の(2)、報告に移らせていただきたいと思います。「自治体の広域連携」につきまして渡邊地域振興課長から説明いたします。

(渡邊地域振興課長)

地域振興課の渡邊卓志と申します。よろしくお願いたします。

私からは本年3月24日に開催いたしました、第4回自治体広域連携に関する懇談会について御報告申し上げます。資料3をお願いいたします。本懇談会は、人口減少下において持続可能なかたちで行政サービスを提供するために、市町村間または県と市町村との間の連携が一層重要であるという認識のもとで将来を見据えた消防とか公共交通、それから専門職の確保などの行政課題に対応するために、副市町村長様をメンバーとする議論の場として令和元年10月に設置したものでございます。

今回の意見交換のテーマについては3点ございます。まず1点目が常備消防についてございまして、2点目が地域公共交通システムの構築、それから3点目が下水道事業の広域化ということで議論がなされました。

はじめに消防についてでございますが、消防の広域化と通信指令業務及び特殊車両の共同運用の有効性や課題につきまして、市町村の皆様と意見交換を行い、全体で情報の共有をいたしました。今後の検討と取組予定といたしましては、今回の意見交換を踏まえまして、消防本部及び市町村の皆様と意見交換をしながら、先ほど申し上げましたように通信指令業務や特殊車両の共同運用など、常備消防の将来的な在り方についてさらに検討を進めることとしております。

2つ目の持続可能で最適な地域公共交通システムの構築につきましては、地域交通の現状や長野県公共交通活性化協議会の設立等、それから官民の適切な役割分担や支援の在り方などの検討についての説明をしたのち、主要となる交通体系は地域を超えた検討が必要であるとか、それから市町村内の交通体系は各自治体が検討することが望ましいなどの意見交換を行いました。今後の検討、取組の予定といたしましては、本年度末までに長野県地域公共交通計画を策定するために、公共交通活性化協議会や、それに伴う地域別部会において検討を行うということとなりました。

最後3点目でございますが、下水道事業の広域化についてでございます。下水道事業の現状や広域化、共同化の形態といたしまして、ハード連携やソフト連携について県から説明するとともに共同化につきまして住民の理解や技術的支援、下水道の汚泥処理の課題など、市町村の皆様と意見交換を行いました。今後の検討・取組の予定につきましては、県の生活排水対策の

最上位構想であります、水循環・資源循環のみち構想の見直しを現在、下水道事業者である市町村の皆様と一緒に進めておりました、広域化・共同化計画についても同構想の一部として位置づける中で、本年度中に構想本体の策定をするということが報告されました。

今後は、それぞれのテーマにつきまして、具体的な方策の検討を加速化してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。説明は以上でございます。

(清水企画振興部長)

それでは今資料3で説明しました内容につきまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

(阿部知事)

阿部ですけれども、この1回目の懇談会でテーマを決めた、先端技術の活用とか、専門職員の確保はどうなっているのか。

(渡邊地域振興課長)

先端技術につきましては市町村の協議会ができておりますので、その中で進めております。専門職員の確保につきまして、検討途中です。

(清水企画振興部長)

今、拡大版地域戦略会議ということで、地域や市町村長の皆様と意見交換させていただいてる中で、この人口減少、人材不足の中で県と市町村がどのように協力連携して県民、住民の皆様へのサービスを維持していくかというところの問題意識を検討しております。そういう意味で懇談会では年に数回副市長村長レベルで意見交換をさせていただいておりますけれども、各具体の分野として5つの分野でやっておりますが、また今の状況を市長会・町村会の皆様の御意見を伺いながら具体的な分野をある程度設定して、もう一度改めて市長会・町村会の皆様とこの連携、取組の在り方について議論を進めていきたいと考えております。

(阿部知事)

はい。地域戦略会議でも私からは県市町村関係の在り方もこれから重要な課題であると申し上げているので、これは何をやるのかということと、懇談会とこの親会議、われわれ県と市町村の協議の場の報告というよりは、論点提示をしてもらって実際に議論を進めていけないといけないと感じるのと、スピード感がもうちょっと早くないと世の中の変化に適合できないのではないかと思うので、少し市長会・町村会と相談をいただければと思います。牛越会長、羽田会長、どうですか、この進め方とか今後のテーマというかたちで。

(牛越大町市長)

牛越です。知事御指摘のとおり、最先端の技術をいかに育て、県内に広めていくかというのは、それは行政がある程度関与しなくては、なかなか、開発や世の中全般に広がるような技術もそうですし、生産の技術、あるいは生産に基づく商品の技術、それぞれの分野で役割分担をしながら広げていくことが大きな主要なテーマだと思います。なんとか進めていただければあ

りがたいと思います。

(羽田長和町長)

ただいまお話いただきました広域連携、これは私ども町村とすればしっかりと進めていく必要があるかなと思っております。先ほど知事からお話のあった、今まで進めてきた議論を是非具体的に、副市町村長や担当の課長とか、そういうところで議論をしていただければ大変ありがたいと思っております。

(清水企画振興部長)

わかりました。県と市町村がどのように連携協力してしてサービスを維持、提供していくかというところについて、今いただいた意見も踏まえて進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(牛越大町市長)

もう一つよろしいですか。牛越です。先ほど御説明いただきました公共交通について、今回のこの県と市町村との共同で検討したテーマというのは、長野県内の広域的な、市町村を越える範囲を重点的な検討の対象されたということなのですが、今考えてみると地域交通を取り巻く環境というのは各分野ともに、例えばJRが経営している鉄道もそうですし、町村内を完結するいわゆる地域内交通も非常に厳しい現実に直面しております。市町村の意見の中でも、市町村内の公共交通は基本的には各自治体の考えるテーマであるというのはそのとおりなんです、解決をするには今、相当多額の一般財源を投入しながら維持しているのが現実。これも限界に近づきつつあるというのが私どもの実感なものですから、これについても、もちろんテーマとしては、市町村のテーマではありますが、国や県も、積極的な、地域そのものを維持していくためにも御支援が必要ではないかと思っております。そのように申し上げたいと存じます。よろしく願いいたします。

(清水企画振興部長)

わかりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(足立飯山市長)

広域連携につきましては、かなり昔から課題になってまして、仕組みとすると、国からは広域連合という、要するに一つの行政体として扱う、それからそのあとに中核都市といいますか、要はある中心都市を置いて、その周りの市町村とか小さい自治体は、みんなが同じ施設を持つのではなくて、中核都市を中心にしようという、そういう構想がそれぞれあったんですが、現在は広域連合組織っていうのは当然あるし、いわゆる中核都市の構想もある。現実的にうまくいってないのではないかな。広域連合は広域連合でそれぞれ議会があって、その中で必要なものは論議をしてもらって、これはやりましょうとってある程度固まってる、いわゆる、ある中心都市にインフラを集中しようというのも実はそれもなかなかうまくいかないんですね。だから、広域連合もいろいろな切り口があるんですが、消防については前に1回やって、ちょっと現実的ではないという話になったと思うんですけども、何を解決するのかとい

ところがどうもはっきりしないので、それぞればらばらになっちゃっているような気がするんですね。だから、いったい何が問題で、今それぞれほかの、長野県はたくさん市町村があるが、何が問題なのかはっきり見極めて、じゃそのためにどうすればいいのかというところで、今はいろんな組織がたくさんあって、それぞれでまた計画が必要になっているんですね。だからそういうことばかりやっていて、その事務だけでけっこう職員はかなり時間をとられてしまい、なかなか現実的な課題解決のところまで進んでいないので、要は牛越会長さんがおっしゃったように、例えば交通なら、いわゆる地域交通なら地域交通が本当に重要だとすればそういうことに焦点を絞ってやっていくとか、何が問題かというのをもうちょっとはっきりさせたほうがいいのではないかと思います。

(清水企画振興部長)

御意見ありがとうございます。各分野によって具体的に県と市町村の連携の在り方は違うと思っております。それぞれの分野に応じて、交通であればこの協議会を設けさせていただいて県と市町村で議論をしていきたい、例えばDXであれば先端技術活用協議会とかたちで県と市町村の協議の場があって、それぞれの中で県と市町村の役割分担ということで議論しているところもあるのですけれども、必ずしもそういった場がない分野もあると思います。どういった場を使っていくかは、またこちらでも検討していきたいと思っておりますけれども、今いただいた人口減少がさらに流動的に進んでいく中で、県と市町村がどういうかたちで連携協力して、お互い補完し合いながらサービスを維持していくかということについては、今、総合計画の議論も進めておりますので、それとできる限り日を一にしながら、検討をまた深めさせていただければと思っているので、よろしく願いいたします。

(阿部知事)

多分検討しすぎだと私は思っていて、検討よりは結論出せというのが県民の期待だと思っている。先ほどの報告も、例えば公共交通は協議会を作ってそっちでやります、下水道も水循環・資源循環のみち構想の見直しの中でやりますと、これはやめるということでのいいのか。

(清水企画振興部長)

場の設定の仕方も議論するところではあるんですけども。

(阿部知事)

検討の場をあちこち作って拡散させても無駄な仕事になるので、蹴りをつけるところは蹴りつけて、新しくやるところはやって、メリハリをつけないと。これ令和元年にスタートしてずっと検討していてもしょうがないのではないかと御指摘と、何が課題なのかまず共有してほしいということで、私も同じ意見です。そこは事務局でよく整理をしてもらえるとありがたい。

(清水企画振興部長)

わかりました。承知しました。

(3) その他

- 長野県価格高騰緊急対策骨子（案）について
- 同性パートナーシップ制度について

(清水企画振興部長)

それでは、時間もございますので、(3)のその他に進めさせていただきたいと存じます。一つ目でございますが、「長野県価格高騰緊急対策骨子（案）」につきまして、伊藤産業政策監から説明をお願いいたします。

(伊藤産業政策監)

伊藤です。昨年度もこの場でお世話になっておりまして、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、その他資料4ということで、これは先般政府で原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定されました。またこれを実行するための補正予算も先般閣議決定されたところです。県として何をしていくかということの中で、骨子をお示しをしたいということで、本当に、県民の皆さん、事業者を緊急的に支援するとともに、中長期的な視点で、例えば省エネルギーですとか、構造転換だとか、持続可能性の観点でも事業を進めていきたいということが一番にあります。それから、今日ここが肝なんですけれども、対策全体的に効果的になるように、国のいろいろな制度がありますし、市町村とか関係機関の施策ともうまく結び付けていくということで、県と市町村とダブリを極力なくすというか、最適な役割分担と言い換えてもいいかもしれませんけれども、長野県全体の対策が効果的になるように、粗々ではありますけれども現時点で考えているものをお示しするものであります。

5つの柱ということで、一つが生活困窮者支援、それから2つ目が事業者支援、3つ目が需要喚起ということですが、特に、例えば暮らしの安心の確保、ここのところの2つ目「経済的支援」とありますけれども、国から速やかな対応が求められています生活福祉資金特例貸付ですとか、自立支援金、子育て世代特別給付金ですとか、県立、私立の学校の給食費もやっていくということで、この部分誤解があってはいけないのですけれども、実施主体が県ないし県社協が行うもの、例えば子育て世帯特別給付金については福祉事務所単位で予算措置することになっておりますので、ここに掲げているのは県として予算措置する町村分、とお考えいただければいいと思います。少しここ書き加えていきたいと思っておりますけれども。県がやるもの、学校給食につきましても県立、それから私立学校については県がちゃんとやりますし、それから社会福祉施設、こどもカフェについても、これまで県がいろいろお付き合いしてきた部分についてはしっかりやっていきますということの項目を表示しています。

また事業者支援につきましても、例えば2つ目のなかなか規制があって料金が上げられない公共交通事業者については県がしっかりやっていきますけれども、ほかの部分、もし市町村の皆さんのところがあればお願いしたいということ、それから需要喚起につきましても信州割SPECIALなど期間延長とか引き続きやっていくのと、省エネ家電の購入支援も考えているということで、粗々ではありますけれども、今後はこの対策の肉付けそれから補正予算の編成を行ってまいります。繰り返しになりますけれども、県としてこれまで支援したところにつきましてもはしっかり支援をしていきますので、市町村におかれましては臨時交付金を有効活用し

て地域の実情に応じたきめ細かな対策をお願いしたいと思います。

なお、県と市町村と協調して行う取組、事業があれば、速やかに皆さんに情報提供をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

(清水企画振興部長)

それでは、産業政策監から説明しました内容について、御質問・御意見などございますでしょうか。

(牛越大町市長)

牛越です。まず今回県として価格高騰緊急対策ということで、整理をいただきました。暮らしの安心の確保ということで生活困窮者あるいは事業者支援としての産業の安定的な活動、さらには需要喚起ということで、経済活動全般の活性化、これはウィズコロナあるいはアフターコロナを見通した上でこうした柱を作っていただきまして、ありがとうございました。

そうした中で、実は国の施策に連動しながら、市町村も今、様々な検討をしております。いろんな事情で6月議会が繰り上がっているような市町村もあるんですが、先ほども伊藤産業政策監からもありましたように、県の方針を早め早めに市町村に伝えていただければ少なくともバッティングすることがないというところですので、編成作業の過程でも情報提供をいただければと思います。ありがとうございます。

その中で説明いただきました、暮らしの安全の確保の中の、いわゆる子育て世帯特別給付金、今の説明では福祉事務所単位であれば県の福祉事務所の管轄である町村部を想定しているという説明がありまして、これまでもいわゆる子育て世帯特別給付金の支給にあたっては県は福祉事務所管内の町村を対象に上乘せなどをしてきたんですね。その情報がなかったものですから。

(伊藤産業政策監)

少し説明不足で、上乘せではないです。これは極めてベーシックな5万円の部分についての予算措置について、町村分は県が予算措置しますけれども、市の分は市で予算化してくださいということなんです。上乘せではありません。ここに掲げられてことはそこまでは含まれていないということです。

(牛越大町市長)

では国の予算がどのような経由をするかという問題ですね、わかりました。そうしますと、今回も国の予算措置は1兆円を用意する中でとりあえず8,000億円を都道府県に4,000億円、市町村に4,000億円を配分ということで、市町村ごとの内示もありましたので、あとは国の4,000億円からの施策についてはそれぞれ独自に考えていかなければいけないということですね。わかりました。このような情報を速やかに、また今産業政策監からお話ありましたように、県と市町村の協調して行うというところについても早めに情報をいただければ連動した取組が可能になってくると思いますので、是非よろしく願いいたします。

(阿部知事)

阿部ですけれども、牛越会長から御意見いただいて、本日お示ししているのは全然知事査定も何もしていない紙であります、この価格高騰対策は市町村の皆様方もお取り組みになられると思いますので、そういう意味では事業の重複であったり、お互いの事業をできるだけしっかり調整したほうがいいなということで、今県としてはこんなことを考えているとお示していますので、御指摘していただいたように、できるだけきめ細かく市町村の皆様方には情報提供できるように努めていきたいと思っております。

もう一方で、私知事の立場としては、市町村の皆様方もいろいろ考えていらっしゃると思います。逆に県ってこんなことやらなきゃいけないんじゃないかとか、市町村はこんなことやろうとしているけれども全県でやったほうがいいんじゃないのか、そういう御意見があれば伺いたい。われわれが想定していることをお伝えして市町村の予算編成などの参考にしていただきたいということと、御覧いただいて、県ってもっとこうじゃないのという御意見をいただきたいという両面がありますので、是非率直なところをお聞かせいただきたい。

先ほど伊藤産業政策監が説明しているのは、当面の対策ではあるのですが、若干欲張りで書いてますが、中長期的な視点から省エネルギーの未来につながると書きましたが、今の国際情勢等を見ると、経済的にこれからいろんな変動要素があるのではないかと思います。これから脱炭素社会を作っていくことから国際紛争がなくても確実にエネルギーの価格は変動していくと思っておりますので、この変動に耐え得るような産業構造も片方で作っていかないといけないと思っておりますので、そうしたことも視野に入れながら当面の対策としてどうするか考えたいと思っています。是非そういう意味で率直な御意見をいただければありがたいです。

(清水企画振興部長)

本件につきまして御意見等ございますでしょうか。では松川村の平林村長、お願いいたします。

(平林松川村長)

松川村の平林です。いつも支援をしていただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。暮らしの安心の確保の中で、経済的支援、学校給食費等負担軽減、県立、私立など書いてありますけれども、このところをもう1回説明いただきたいと思っております。市町村で持っている学校等については、検討しないということですね。

(伊藤産業政策監)

ありがとうございます。ここにあえて県立、私立と書いたのは、例えば保育所ですとか市町村立の小中学校については市町村でやっていただければ、というメッセージであります。

(平林松川村長)

いいですか。私立はどうしてできるんです。

(伊藤産業政策監)

通常の運営費補助を県で予算化しておりますので、いってみれば根っこ、基礎がある部分について県としてもこういった緊急対策についてやっていこうということです。ですので私立幼

稚園、それから私立の小中学校、高等学校については経常費補助というのを県が当初予算でやっているんですね。そういう根っこがあるものですから今回対象にしようと、そういう考えです。

(平林松川村長)

なんとなく私立の応援をしながら市町村へ応援しないというのは、もう1回検討いただけたらと思います。以上です。

(伊藤産業政策監)

通常、市町村立学校の運営は市町村の責任においてやっていただいていると思います。教員の給与については県が予算化していますが、通常の運営費は市町村で行っているものだと思いますので、そこは適正な役割分担ではないかと割り切らせていただいているんですが、どうでしょうか。

(平林松川村長)

私は違うような気がするんですよ。県立はそれでいいと思いますけれども、私立は違うような気がするんです。ここでいい、違うと言っているけど始まりませんので、また時間を改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(阿部知事)

阿部ですけども、伊藤産業政策監が申し上げたのが基本だと私も思ってまして、県立はもちろん自分のところの学校です。私学も私学助成として県として行わせていただいていますので、そういう意味ではそこまではベースとしての守備範囲かなと。市町村立学校のところは、もちろん県もやるよという御意見もなくはないと思いますが、地方創生臨時交付金も、先ほど牛越会長からお話があったように県分も市町村分もあるんですね。そこは基本的には市町村の皆様へ御対応を御検討いただく分野ではないかなと思います。ただ、私立を入れるのかという御意見が出たということは少し念頭に置いて、まだこれは知事査定をやっていないので、御意見としては承っておきたいと思います。ありがとうございます。

(平林松川村長)

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(清水企画振興部長)

ほかにいかがでしょうか。飯山市長お願いします。

(足立飯山市長)

料金規制分野への支援ということで、公共交通会社への支援というのがあるんですが、これは市のほうでもバスを持っていらっしゃる事業者、タクシーを含めて、要望が来ていて、今回6月議会の中でも予算を考えているところなんですけど、ダブらないようにしないといけないかなと。今県のほうではどのようなことで考えてらっしゃいますか。

(清水企画振興部長)

交通を担当しております企画振興部長の清水から説明させていただきます。今回の緊急対策の趣旨が原油価格の高騰というところで、特にバス、タクシーについては価格転嫁も難しいというところもございますので、まだ具体的な金額、制度設計のところはまだ途上でございますけれども、例えばバス1台、あるいはタクシー1台あたりいくらというようなかたちで原油値上がり分のうちの一定部分を補てんさせていただくような、そういったイメージを考えているところがございます。

(足立飯山市長)

そうすると、公共交通を担っているとかないとか、というのではなくて、広い意味での、例えば観光事業で使ってらっしゃる事業者とかもいますよね。バスを走らせているとか。そういう方々もバスを持っていると対象になると考えてよろしいでしょうか。

(清水企画振興部長)

今その範囲のところも含めて検討しているということではございますけれども、市町村の中でおそらくお考えいただいていると思いますので、ある程度うちのほうでまとまりましたら速やかに情報提供させていただきたいと思っております。

(羽田長和町長)

いいですか。今本当に原油価格はじめ食料資源、相当な物価高で本当に困っている皆さんがたくさんいらっしゃると思うんですよね。いろいろと町村でもいろんな施策をしておりますし、今県のほうでもしていただいております。したがって県の施策と市町村の施策を効果的に、しっかりと連携を取って、ダブっても仕方がないわけですから、町村の施策の検討にあたっては県からまたアドバイスをいただくとか、そこらへんの連携をしっかりと取ったほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(伊藤産業政策監)

まさに本日のねらいはそこですので、いろいろ情報交換しながら進めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(阿部知事)

市町村議会は早いんですかね。市町村の予算が確定するのはいつごろになるんですかね。

(牛越大町市長)

まず私も議会がちょっと早まっているんですけれども、県よりもいつも通常でも2週間くらい早いんですね。そうすると当初提案しようとする、当初提案するためにはそれからさらに繰り上がるものですから、5月の連休には予算が固まっている、補正予算が固まっているような、そんな状況ですね。ただ今回の場合は、国から内示があった4,000億円分についての内示が遅れたものですから、追加提案という方法も考えているところではございます。

(阿部知事)

またスケジュール的なところも含めて、せっかく予算投入して支援するときに同じようなことをやってもいけないし、逆に本来支援するところが、これは県じゃないかとかこれは市町村じゃないかとか、抜け落ちちゃってもいけないので、そこはできるだけ連携して対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(清水企画振興部長)

時間のほうも迫ってまいりましたので、最後の事項に進めさせていただきたいと思います。「同性パートナーシップ制度」について、県民文化部長からお願いします。

(山田県民文化部長)

県民文化部山田でございます。

資料5で、同性パートナーシップ制度について資料を用意いたしました。性的マイノリティの皆様は民間の調査では8パーセント程度、つまり、左利きの方と同じくらいいらっしゃると言われています。この同性パートナーシップ制度につきましては、性的マイノリティのカップルが互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、それを自治体が公に証明するという制度でございます。

この制度の導入によりまして、性の多様性に対する社会全体の理解の促進につながるということと、そういうことによって性的マイノリティの皆さんの生きづらさを解消することの一つの助けになるものであると思っております。

ただ婚姻制度と異なるということで、公的な効力を伴わないというものではありませんが、行政や民間のサービスの利用に際して、この証明に基づいて家族と同様の取り扱いを受けることができるというような支援施策を整えていくことも必要ではないかと考えております。

今の全国の自治体の状況でございますが、平成27年に渋谷区と世田谷区、令和元年に茨城県が都道府県で初めて導入をいたしまして、この4月現在全国で209の自治体が導入をされております。県内におきましては昨年松本市さんが、4月から駒ヶ根市さんが導入をされておまして、長野市さんも今年中の導入に向けて検討をされていると伺っております。そうした市町村の制度の利用に対する県の支援施策ということでございますが、県営住宅の入居、あるいは県立病院の面会、手術の同意とり、県の職員である場合には県の職員宿舎への入居に際して家族、親族等と同様に扱うということで対応しております。

これまで平成30年ごろに県内の市町村も含めまして、全国で一斉に当事者の皆さんから請願の活動がなされたとお伺いしておりますが、先週県内の当事者団体であります、レインボーフェローズナガノさんから県において制度を導入してほしいという書面とともに知事に要請を受けたというところがございます。私どもといたしましては、そうした要請も受け、全国の状況も踏まえ、県内の状況でも市が導入しているという事例もありますので、性的マイノリティの皆さんが生きづらさを解消するためには、どうすればいいのかということ、私どもだけでなく市町村の皆さんと研究をさせていただきたいと思っておりますので、そんなことについてお願いできればと思っております。以上です。

(阿部知事)

このパートナーシップ制度については、御覧いただいているように都道府県レベルで導入しているところもあります。一方で市区町村での導入もかなり増えてきているという状況があります。

先ほどの価格高騰と同じで、県だとか市町村だとかって話で、必ずしもどちらがやらなきゃいけないとかいうかたちにはなっていませんが、制度を考えるにあたっては、市町村長の皆さんと問題意識を共有しながら考えていかなければいけないのではないかと思います。

県としては、そこに書いてあるように、市町村でパートナーシップ制度を設けた場合には、県営住宅への入居であったり、あるいは県立病院での面会であったり、こうしたところは婚姻関係の方と同じような対応をすでにさせていただいているところであります。

制度導入と、それから制度導入されたときにどういう対応をするか、これ県の対応、市町村の対応というところがあるので、この論点については市町村の皆様方と一緒に検討を深めていくことが必要ではないかと思っておりますので、今回提案をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

(清水企画振興部長)

それでは今知事のほうで御説明しました内容につきまして、御意見などありましたらお願いできますでしょうか。

(牛越大町市長)

この同性パートナーシップ制度、性的嗜好及び性自認の多様性に対して社会全体がどのように対応していくか。これは多分今まで県との協議の場において一番困難な、といいますか、方向性を見出すこと自体なかなか容易でない課題だなと思います。それほど、しかし重要な課題だと考えます。これは行政としては扱いにくい分野であることがもともとあるんですが、そうした意味では例えば様々な啓発、そしてこうした概念を定着させるという業務、市町村の責務であれば、それ自体はそう難しいことではない。しかしやはり、先ほど説明がありましたように性的マイノリティの方々にとっては生きづらさに直面している、そうした課題があるということであれば、しっかりとその切実な課題に対して対応していく必要があると思いますし、背景には、こうした生き方そのものが個人の考え方に基づく選択ということにも十分それを尊重しなければいけない、そうした考え方に立って、解決策を見出していかなければいけないと思います。

県内でも松本市、駒ヶ根市がすでにこのような行政サービスの一部を提供するような、身分証明書を提示することによってそうしたサービスを受けられるような配慮をしている、また長野市も検討中というようなこともあります。それから先ほど知事からも紹介がありましたように、都道府県レベルでも1都7県ですでに導入、そのように、具体的に市町村レベルでどのような対応が可能か、市町村の行政サービスのうち、何が必要な支援策になるのか、机の上だけでは結論が出せそうもないので、一定の期間のうちにみんなで意見を出し合うような方向で、検討会、研究会のようなものを通じて方向性を見出していったらいかと思うところです。

ただし、これも知事から先ほどありましたように、いつまでも棚ざらしにすることなく、相当時間をかけて検討してもテイクオフはしっかり見極めて、いつテイクオフして実現、具体化

していくのか、そうした一定の目安を頭に置きながら検討していただくのがいいのではないかと、そのようにまず提案申し上げたいと思います。

(清水企画振興部長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。岡谷市長お願いします。

(今井岡谷市長)

今、牛越市長会長さんもおっしゃっておいりましたけれども、実はマスコミ等ではこういう話題が非常に多く取り上げられている中なんですけれども、私どもちょっと担当に尋ねましたら、実際にこういった要望が市の窓口へ来ているということはまだないということもありまして、少し遠い問題かなという意識を持っていたところでもあります。そういった意味でまだ深い検討とか庁内での話し合いとかは進んでいない現状があるところですけども、時代の流れの中で話題になってきているこういうテーマ、やはり大切にしていかなければいけないテーマだと思っております。

松本市さんですとか駒ヶ根市さんは、すでにこういった宣言をしているということございまして、非常にすごいなという思いも持っているんですが、まだまだ私どもはこの課題に対しまして勉強もしていかなければいけないなという思いがあります。県と一緒にやってこの課題につきまして勉強させてもらって、理解を深めさせていただき、できれば県全体で同じような歩調で歩んでいければいいのかなという思いがすごくしておりますので、是非ここはそんな機会を作っていただいて、私たちがまず理解を深めて、そしてどうしたらいいのか、そういった方向性を出していく、こういった機会を作っていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(清水企画振興部長)

ほかにいかがでしょうか。県民文化部長からお願いいたします。

(山田県民文化部長)

山田でございます。ありがとうございます。それぞれ御意見いただいたように、まだまだ理解を進めていかなければいけない分野でもありますので、私どももこれま当事者の皆さんのお話を聞くような場面もございましたので、そのような機会を設けさせていただきながら、是非一緒に考えさせていただければと思いますので、お願いいたします。

(阿部知事)

阿部ですが、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。これも先ほどの犯罪被害者と同じようなところで、市区町村の導入が進んでますけれども、村の導入例はないというのは、そうした声が上がってきていないという部分があるんだろうと思います。上がってきていないのはそういうLGBTの方がいらっしゃらないから上がってこない場合と、なかなか地元の市町村にそういうことを言いつらいという面の両面があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう意味で、おそらくこれ各市町村だけで検討するのは結構難しい部分があるんじゃないかと思っておりますので、是非一緒に検討させていただければと思いますし、先ほど岡谷市長が

おっしゃっていただいたように、私もできるだけ県全体で足並みを揃えて対応していくことのほうが、対応がばらばらというよりは望ましいのではないかと思いますので、是非一緒に考えて、牛越市長から一定の目安を決めて、という話もございましたので、当事者の皆さんは本当に切実な問題として日々悩まれていらっしゃると思いますので、そうしたことも踏まえてできる限り早く方向付けをしていくということも必要ではないかと思いますので。そこらへんのスケジュール感を市長会・町村会の皆さんとよく御相談しながら対応していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

(清水企画振興部長)

それでは、時間も過ぎていくところもございまして、今の牛越市長、今井市長の御発言を踏まえまして、今後、県と市町村ともに研究させていただくということとさせていただきたいと存じます。

それでは、議事は以上で終了させていただきます。最後に、全体を通してまして知事から一言お願いいたします。

(阿部知事)

本日もありがとうございました。本日のテーマはどちらかというわれわれの方からのお願い事項がほとんどで、お引き取りいただき大変感謝を申し上げたいと思います。

是非、犯罪被害者や障がい者共生の話は、市町村の皆さんとわれわれが同じ問題意識で、同じ目線で対応することが大事だと思っているので、引き続き関係部局を通じてしっかり連携して対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、価格高騰緊急対策は、われわれもできるだけ検討をしっかりと、急いで行いますので、情報を適宜共有させていただきながら、全体として県民の皆様、事業者の皆様方に最善の支援、対策になるように心がけていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同性パートナーシップの話については、是非また、これも私もしっかりと勉強しなければいけないところがあると自分自身思っていますので、是非一緒に検討を進めていければと思います。よろしく願いいたします。どうも本日は大変ありがとうございました。

(清水企画振興部長)

ありがとうございました。

次回の開催について、本年10月の開催を現時点で予定しております。詳細については、事務局を通じて御相談させていただきたいと存じます。時間も尽きておりますので、御発言等はよろしいでしょうか。それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第23回「県と市町村との協議の場」を終了させていただきます。本日はお疲れ様でございました。